

利用者様
契約者様

令和3年7月吉日
デイサービス しずか

利用料金（入浴介助加算Ⅱ）についてのご案内

拝啓 平素より当事業所をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、令和3年4月1日より介護報酬が改定となり、入浴介助に関して2種類の料金プラン（入浴介助加算ⅠとⅡ）が設けられました。当事業所では、契約者様の同意を頂き、入浴介助加算Ⅱの体制で入浴サービスを実施し自立支援の一助、サービス質の向上に努めたく存じます。何分利用料金に影響いたしますので以下概要等をご参考の上、ご理解、ご協力を賜ります様、お願い致します。

拝具

※入浴介助加算Ⅱの概要

『利用者様の居宅環境に近い状態で入浴介助を行い居宅での入浴の自立を促進することを旨とされています。』

要件としては以下の①②③を行うことが条件

- ① 現在の居宅の入浴環境を（相談員が）評価しケアマネさんと連携し助言等を行う。
- ② ①に基づき計画書作成（従来の通所介護計画書に追記する形といたします。）
- ③ ②に基づきデイサービスで入浴サービスを実施いたします。

※ご自宅の入浴環境を評価し計画書作成後のサービス開始までは入浴介助加算Ⅰです。

※ご同意いただきますと入浴料金が1回に付15円値上がりとなります。

※入浴介助加算Ⅱをご希望でない場合は引き続き入浴介助加算Ⅰとなります。

裏面詳細もご参照下さい。

デイサービス しずかでは7月1日より入浴介助加算Ⅱの算定の準備が整いました。ご同意いただけます場合はお手数ですが、別紙同意書へ契約者様のご署名、ご捺印をお願いします。尚、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせくださいませ。

担当 田村
電話 (0897) 47-5420
Fax (0897) 40-7718

〈参考 1〉

入浴介助加算Ⅱ対応自立支援の入浴ケアについて

入浴介助加算Ⅱ（55円/回）とは令和3年4/1より新設され、これに伴い従来の入浴介助加算は50円/回から40円/回となりました。

〈算定要件〉

入浴介助加算（Ⅰ）

- ① 入浴介助が適切に行える人員・設備であること（これまでと同様の入浴介助）

入浴介助加算（Ⅱ）

- ① 入浴介助が適切に行える人員・設備であること
 - ② ※**介護福祉士が居宅**を訪問し入浴動作及び浴室の環境を**評価**していること
 - ③ 居宅の浴室が利用者自身での入浴又は介助での入浴が難しい環境にある場合はケアマネまたは福祉用具専門相談員と連携し福祉用具の貸与若しくは住宅改修等の環境整備に係る助言を行うこと
 - ④ 事業所の機能訓練指導員等が共同して訪問した**介護福祉士**と連携の下、利用者の身体状況、居宅の浴室環境を踏まえて個別の**入浴計画**を作成すること
 - ⑤ 入浴計画に基づき個浴、その他利用者の居宅の状況に近い環境で入浴介助を行うこと
- ※（Dr、PT、OT、介護福祉士、ケアマネ、その他の職種の者）
- ※**評価**は定期的ではなく身体状況や浴室環境の変化がみられる場合に再評価や入浴計画の見直しをする
- ※**入浴計画**：計画内容と**評価**は**通所介護計画書**へ記載で可 但し**『利用者の居宅の環境』『健康状態』『ケアの上での医学的リスク』**の3項目の**必要な情報を記載**すること。

留意事項

・利用者が**居宅**で自身又は家族（訪問介護員等含）の介助によって入浴できるように成る事を目的とする

※**居宅とは**：利用者の自宅、高齢者住宅（共同浴室含）、親族の自宅等を言う

尚、自宅に浴室がない場合や具体的な入浴場面を想定していない利用者、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる場合は以下①～⑤全てを満たすことにより当面の目標としてデイで入浴自立を図ることを目的としてⅡの算定が可

- ① デイの浴室で介護福祉士などが利用者の動作を評価する
- ② デイで入浴に必要な設備（福祉用具等）を備える
- ③ 個別の入浴計画を作成する
- ④ 上記の計画に基づきデイで入浴介助を行う
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復によりデイ以外の場での入浴が想定できるようになっているか利用者の状況に照らして確認する

※利用者宅で浴室が評価できない場合も算定は可 見せてもらえない状況を現時点での評価としておく事